

## 健保連との契約における事務手続きのルール化について

### 【新規指定】

- 人間ドック健診の実績が1年以上あること。
- 過去に事件、事故などにより民事訴訟を申し立てられた施設、または、現在係争中の施設からの申請は、処分が終了してから2年以上の期間が経過していること。
- 過去に行政処分、刑事処分を受けた施設、または、現在係争中の施設からの申請は、処分が終了してから3年以上の期間が経過していること。
- 契約団体である各団体は、傘下の施設に対し、健保連（以下、本会）との契約を遵守する旨を事前に文書等で確認すること。

### 【施設情報変更】

- 指定施設の名称、住所及び電話番号に変更が生じた場合は、各団体から本会に変更の届出を行うこと。
- 法人の変更については、原則、新規指定の取り扱いとする。ただし、施設が同一の場合は、旧施設の辞退届と直近1年間の実績を本会に提出することで、新規施設に1年間の実績がなくとも申請することができる。（旧法人が、行政処分等を受け指定取消しとなった場合は、この限りではない。）なお、法人格の変更の取り扱いについては、別途、契約団体と協議することとするが、「一般財団法人」から「公益財団法人」および「一般社団法人」から「公益社団法人」への法人格の変更については、施設情報変更扱いとする。
- 施設移動を伴う住所変更は、変更後の施設機能を契約団体が確認したうえで、本会に変更の届出を行うこと。

### 【一時休止】

- 指定施設の一時休止の期間は、協定書第7条3項に基づき休止日から3年に一度の次回指定更新時までとする。
- 天変地異等、やむを得ず健診業務を長期にわたり休止する場合は、契約団体と協議のうえ、休止期間の延長を行うことができるものとする。
- 年度末に実施する料金調査票の未提出、回答不備等の指定施設については、休止届出がなくても、本会において一時休止の取扱いとする。なお、調査票の回答が得られた場合は適宜再開する。
- 指定施設で事件または事故（以下、健診事故）などが発生した場合は、契約団体は速やかに本会に報告すること。なお、詳細な調査が必要な場合は、契約団体が事実関係などを取り纏め、報告書を提出すること。
- 健診事故の調査対象施設については、事実確認が終了するまでの間一時休止とする。
- 健診事故が発生した施設については、事実確認の結果重大とはいえないが一定の過失が認められた場合、**最大次回指定更新時まで休止とする。**

### 【指定取消し】

- 健診事故の事実確認の結果、指定施設に重大な過失があると認められた場合、契約団体と協議のうえ指定を取消しすることができる。
- 指定施設が契約内容を遵守せず、契約団体からの指摘、指導を受けたにもかかわらず改善がなされない場合は、契約団体と協議のうえ指定取消しとする。

### 【概況報告】

- 各団体は、年次報告として、毎年検査結果の概況を統計的に取り纏め、本会に報告すること。なお、統計報告内容の一部項目については、今後、設置を検討する「協議会」で共通化を図る。

### 【指定更新】

- 各団体は指定施設に対して、健保連が別途定める項目（実施者数、要再検率など。内容については今後、設置を検討する「協議会」で別途協議。）を確認し、その結果を取り纏め本会に報告すること。